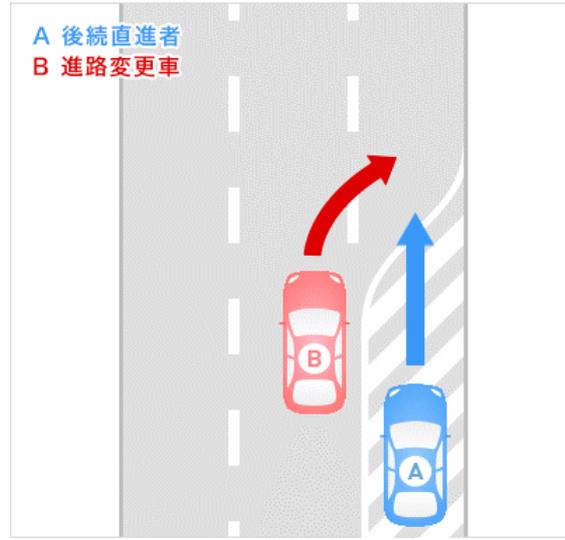


ゼブラゾーン

JJ1SXA/池

右折レーンのある交差点手前にある「ゼブラゾーン」、正式名称は「導流帯」といい、その定義は、「車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられた場所」とされています。

次の事故形態を見て、どちらの過失が大きいと思いますか？



A、B共に先の交差点で右折するべく進行していて、Aは、ゼブラゾーンを直進中、Bはゼブラゾーンが終わったところで、右へ進路変更するところで衝突事故が起きた。

何と無く、Bの方が正しい通行方法で、Aの方が悪いのでは無いかと思うのでは無いでしょうか？

この事故の過失割合は、Aが30%、Bが70%というのが基本です、これは、Aのゼブラゾーン進行は、道交法では違反では無いからで、Aの前方不注意より、Bの進路妨害の過失の方が大きいと見られるからです。

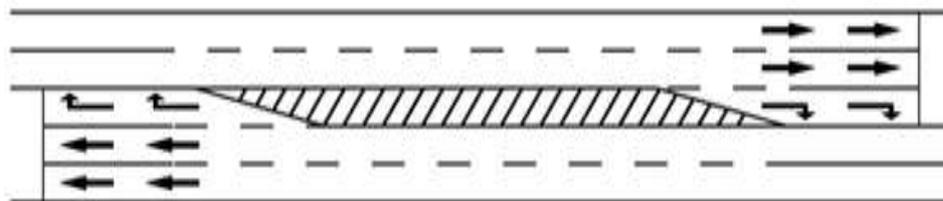
多くの自動車教習所では、白線標示の導流帯(ゼブラゾーン)は進入禁止だと教えているようだが、本当に進入禁止で、ここを通行したら違反になるのかというと、道路交通法ではゼブラゾーンに入ることは禁止されていませんし、ゼブラゾーンを走行したからといって罰則もありません。

では、何故、自動車教習所で白線標示の導流帯は進入禁止だと教えているのだろうか、疑問です。

導流帯の通行について、警察庁・警視庁の見解というのがあります、「導流帯は車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けられた場所であり、当該場所を通行すること自体は法令上、違反行為とはなりません、導流帯を設けている主旨に鑑みて侵入しないように指導しております」とのことです。

そこで、導流帯を設けている主旨に関する法令はどうなっているかというと、「道路標識兼区画線および道路標示に関する命令」というものがあり、その第3章道路標示の第9条

に、「道路標示の種類設置場所等は別表5の通りとする」とあり、「別表5 208の2」には導流帯が描かれており、「車両の安全且つ円滑な走行を誘導するために設けられた場所である」となっています。



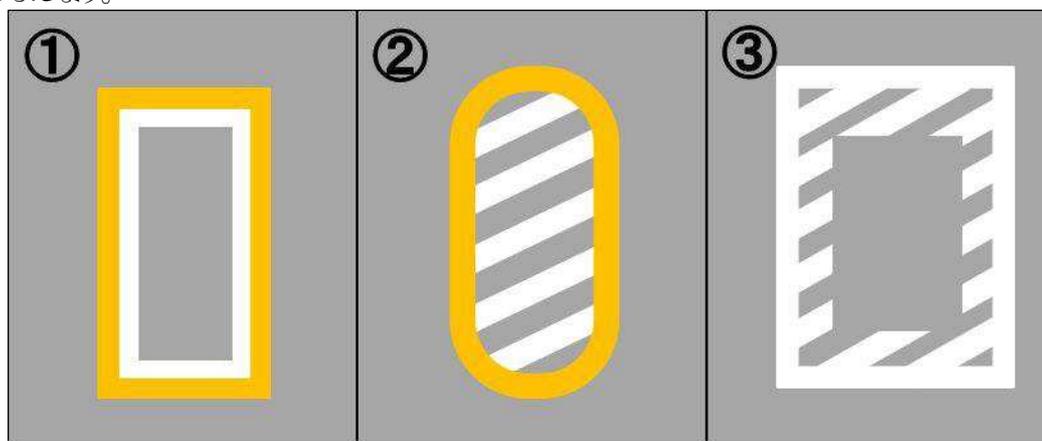
上図を見て、直ぐにあれっおかしいと気付けば正常です、何もおかしく無いと思った方は、一寸やばいですhi

ゼブラゾーンが、反対車線と共有です、ゼブラゾーンを走るのは違反で無いからと、両方がゼブラゾーンに入れば正面衝突は避けられません、実際にこのようなゼブラゾーンは存在するようです。

そこで、先の警察庁・警視庁の見解、「導流帯を設けている主旨に鑑みて侵入しないように指導しております」が生きてきます、自動車教習所も、こんなことを踏まえて指導しているのでしょ。

矢張り、ゼブラゾーン走行は違反で無いからといって、むやみに走らない方が良いでしょう。

後、縞々模様でも、そこを走ったら違反になるものがあります、導流帯と間違わないようにしましょう。



- 1、安全地帯、東京では都電が無くなったので、この安全地帯は見かけないでしょうが、路面電車の走っている地方にはあります。
- 2、立入禁止部分です。(黄色線で囲まれているので、導流帯と間違わないように)
- 3、停止禁止です、警察署や消防署の前などで見かけます、緊急車両の発進を妨げないようにです。